

第6回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 2年11月26日(木曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|---|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 9号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について | 10件 |
| 第 5 | 報告第 10号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 2件 |
| 第 6 | 報告第 11号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 7 | 議案第 30号 現況証明願について | 2件 |
| 第 8 | 議案第 31号 農業振興地域整備計画の変更について | 2件 |
| 第 9 | 議案第 32号 農地法第3条の規定による許可申請について | 2件 |
| 第10 | 議案第 33号 農用地の買入協議に係る要請について | 1件 |
| 第11 | 議案第 34号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 18件 |
| 第12 | 議案第 35号 標茶町農業振興地域整備計画の見直しについて | |

○出席委員(14名)

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 2番 舟山 珠代 君 | 3番 高橋 政寿 君 | 4番 笛木 眞一 君 |
| 5番 嶋中 勝 君 | 6番 津野 斉 君 | 7番 佐瀬日出夫 君 |
| 8番 熊谷 英二 君 | 9番 澁谷 洋 君 | 10番 渡邊 裕義 君 |
| 11番 高松 俊男 君 | 12番 甲斐やす子 君 | 13番 平山 正志 君 |
| 14番 小野寺典男 君 | 16番 佐藤 徳市 君 | |

○議事参与の制限を受けた委員(2名)

- 番 ■ 君 ■番 ■ 君

○欠席委員(2名)

- 1番 佐藤 松喜 君 15番 森田 享子 君

○その他出席者

- | | |
|--------------|--------------|
| 事務局長 相撲 浩信 君 | 振興係長 不藤さとみ 君 |
| 農地係長 小幡 裕也 君 | 主 事 大河原 広 君 |

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第6回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は14名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

9番・澁谷君 10番・渡邊君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第6回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第9号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第9号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容10件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号10まで内容10件について、審議の都合上一括議題に供したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号10まで内容10件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

報告第9号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり10件となっております。

番号1。

あっせん申出者、
[REDACTED]さん。

申出面積、30.3ha。

指名年月日、令和2年10月29日。

申出の種類、賃貸借。

指名あっせん委員、高松委員、高橋委員、澁谷委員。

なお、番号2から番号10につきましては、あっせん申出者が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

申出面積、23.3ha。

指名年月日、令和2年11月2日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、甲斐委員、笛木委員、熊谷委員、渡邊委員。

なお、番号3から番号10につきましては、指名年月日、申出の種類、指名あっせん委員が番号2と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号3。

申出面積、4.8ha。

番号4。

申出面積、23.3ha。

番号5。

申出面積、12.8ha。

番号6。

申出面積、14.8ha。

番号7。

申出面積、19.4ha。

番号8。

申出面積、22.2ha。

番号9。

申出面積、14.1ha。

番号10。

申出面積、24.3ha。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、番号1から番号10まで内容10件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号10まで内容10件については、報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第9号、内容10件は報告のとおり承認されました。

◎報告第10号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第10号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第10号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

あっせん委員長、高橋委員。

あっせん委員、澁谷委員、高松委員、平間委員。

報告年月日、令和2年5月8日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告するものであります。

土地の所在、字ヌマオロ原野38-1。

現況地目、畑。

面積、61,738㎡外16筆、合計面積は666,092㎡。

価格、27,358,000円。

一時貸付予定者は、XXXXXXXXXXさんとなっております。

番号1につきましては、あっせん委員長であります高橋委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 3番・高橋君。

○3番（高橋政寿君） 3番・高橋です。

報告第10号、番号1について報告致します。

令和2年4月16日に、あっせん委員の指名があり、令和2年4月30日に高松委員、澁谷委員、平間委員と私、事務局より小幡係長と大河原主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、申出者に価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、令和2年5月8日に、役場大会議室において第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ、XXXXXXXXXXさんに決定しましたが、譲受人より公益財団法人 北海道農業公社による農地保有合理化

事業の実施の要望がありました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、3番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

あっせん譲渡申出者、

さん。

あっせん委員長、甲斐委員。

あっせん委員、笛木委員、熊谷委員、渡邊委員。

報告年月日、令和2年11月9日。

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在、字虹別原野58線116-1。

現況地目、畑。

面積、44,962㎡外7筆、合計面積は233,415㎡。

価格、15,140,000円。

譲受人氏名、さん。

予定資金関係は、資金借入。

続きまして、土地の所在、字虹別原野58線156-1。

現況地目、畑。

面積、48,780㎡。

価格、3,411,000円。

譲受人氏名、さん。

予定資金関係、資金借入。

続きまして、土地の所在、字雷別57-1。

現況地目、畑。

面積、26,413㎡外4筆、合計面積は233,956㎡。

価格、3,908,000円。

譲受人氏名、さん。

予定資金関係、資金借入。

続きまして、土地の所在、字西熊牛原野西4線70-5。

現況地目、採放地。

面積、18,849㎡外5筆、合計面積は128,191㎡。

価格は、3,807,000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係、資金借入。

続きまして、土地の所在、字虹別原野26。

現況地目、畑。

面積、49,648㎡外4筆、合計面積は148,878㎡。

価格は、10,280,000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係、資金借入。

続きまして、土地の所在、字雷別52-2。

現況地目、採放地。

面積、88,689㎡外5筆、合計面積は194,240㎡。

価格は、4,567,000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係、資金借入。

続きまして、土地の所在、字雷別62-8。

現況地目、畑。

面積、45,948㎡外9筆、合計面積は222,192㎡。

価格は、5,574,000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係、資金借入。

続きまして、土地の所在、字雷別59-5。

現況地目、畑。

面積、46,180㎡外2筆、合計面積は141,078㎡。

価格は、4,572,000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係、資金借入。

続きまして、土地の所在、字西熊牛原野5-7。

現況地目、畑。

面積、30,726㎡外5筆、合計面積は243,152㎡。

価格は、7,236,000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係、資金借入となっております。

合計50筆、合計面積は1,593,882㎡となっております。

なお、番号2につきましては、あっせん委員長であります甲斐委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐君） 12番・甲斐です。

報告第10号、番号2について報告致します。

令和2年11月2日に、あっせん委員の指名があり、令和2年11月9日に笛木委員、熊谷委員、渡邊委員と私、事務局より小幡係長と大河原主事で役場大会議室において、第1回あっせん委員会を開催致しました。

あっせん委員長には私が互選されました。

本件は、平成27年度に農地保有合理化事業により公益財団法人 北海道農業公社の取得した農地を [] さん、 [] さん、 [] さん、 [] さん、 [] さん、 [] さん、 [] さんが借上げ、今年度公社より売渡しを受ける案件となりました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第10号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎報告第11号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。報告第11号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第11号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん賃貸借申出者、 []、 []、 [] さん。

あっせん委員長、高松委員。

あっせん委員、高橋委員、澁谷委員。

報告年月日、令和2年11月6日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字オソツベツ594-2。

現況地目、畑。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については承認されました。

以上をもって、報告第11号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第30号

○会長(佐藤徳市君) 日程第7。議案第30号、現況証明願について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

議案第30号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号1。

土地の所在、字栄194-1。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

面積17,872㎡外9筆、合計面積は472,250㎡。

所有者名、XXXXXXXXXXさん。

申請者名、XXXXXXXXXXさん。

調査委員は、嶋中委員、渡邊委員、森田委員。

調査年月日、令和2年11月10日。

なお、調査結果につきましては、渡邊委員より報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 10番・渡邊君。

○10番(渡邊裕義君) 10番・渡邊です。

議案第30号、番号1について報告致します。

11月5日付けで、調査依頼がありまして、11月10日に嶋中委員、森田委員と私と事務局より小幡係長で現地調査をしてまいりました。

配布資料の1ページから4ページをご覧ください。

当該地は、急斜面であり、刈り取りが困難な土地となっており、長年刈り取りがされておりました。

当該地につきましては、今後農地、採草放牧地として利用することが困難であると判断し、農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

番号2。

土地の所在、字阿歴内59-3。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、山林。

面積、5,237㎡外1筆、合計面積は16,362㎡。

所有者名、XXXXXXXXXXさん。

申請者名、XXXXXXXXXXさん。

調査委員は、津野委員、佐瀬委員、甲斐委員、小野寺委員。

調査年月日は、令和2年11月12日となっております。

なお、調査結果につきましては、津野委員より報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 6番・津野君。

○6番(津野 齊君) 6番・津野です。

議案第30号、番号2について報告致します。

11月6日付けで調査の依頼がありまして、11月12日に佐瀬委員、甲斐委員、小野寺委員と事務局より小幡係長で現地調査してまいりました。

資料の5ページから6ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林となっており、隣接農地とははっきり分けられておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号2について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、6番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積、変更しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおりと確認をしております。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

（ 君復席）

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

区分、用途区分変更。

地番、字熊牛原野23線東29番地1。

現況地目、畑。

面積、4,559.20㎡外3筆、合計面積は9,399.27㎡。

事業計画の名称、搾乳牛舎・スラリーストア整備事業。

事業主体、 、 さん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、搾乳牛舎2,474.9㎡、スラリーストア683.14㎡。

土地所有者、 さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通しは、農地法第4条申請予定となっております。

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、嶋中委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中です。

議案第31号、番号2について報告を致します。

11月12日に調査の依頼があり、11月16日に渡邊委員、森田委員と私、事務局より小幡係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の14ページから19ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、[]で営農をする[]さんが搾乳牛舎建設を目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積や内容及び目的、計画については記載のとおりと確認をしております。

事業の規模については妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第31号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第32号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請について内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件について、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第32号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

譲渡人、[]、[]さん。

譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字上多和原野西1線68-8。

地目、登記簿、畑。

現況、採放地。

面積、2,682㎡。

契約の種類、交換。

権利移転設定の理由、譲渡人、譲受人共に利便性向上のため。

世帯員又は構成員、譲受人1名。

畑、採放地につきましては、譲受人が70,251㎡。

経営の状況については、省略させていただきます。

番号2。

譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

譲受人、[REDACTED]さん。

土地の所在、字上多和原野西1線70-12。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、1,050㎡外2筆、合計面積は2,682㎡。

契約の種類、交換。

権利移転設定の理由、譲渡人、譲受人共に利便性向上のため。

世帯員又は構成員、譲受人3名。

畑、採放地につきましては、譲受人が1,139,626.84㎡うち借入地581,926㎡。

経営の状況については、省略させていただきます。

なお、番号1、2の調査結果につきましては、平山委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 13番・平山君。

○13番（平山正志君） 13番・平山です。

議案第32号、番号1及び番号2について報告致します。

11月10日に事務局より調査依頼があり、11月14日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

今回の申請は、[REDACTED]さんと[REDACTED]さん双方の利便性向上のため、農地を交換し、効率的に農地を使用するため今回の申請となりました。

権利を取得する、双方の世帯員及び所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認しました。

双方が申請地の農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事するかについても確認しています。

今回の申請は、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんの所有地に隣接する農地の取得ですので、周辺農地への影響はなく、効率的に利用されると認められます。

これら調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号2まで、内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあられました13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第32号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第33号

○会長(佐藤徳市君) 日程第10。議案第33号、農用地の買入協議に係る要請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

議案第33号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人 北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

利用調整申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

申出を受けた年月日、令和2年3月11日。

土地の所在、字ヌマオロ原野38-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積61,738㎡外16筆、合計面積は666,092㎡。

以上です。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第33号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第34号

○会長(佐藤徳市君) 日程第11。議案第34号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容18件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第34号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり18件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、宇西熊牛原野17-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、51,467㎡外4筆、合計面積235,316㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和2年11月30日。

対価の支払期限、令和3年1月12日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、10,476,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号1につきましては、あっせん案件ですので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

なお、番・君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字オソツベツ629。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、22,450㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和2年11月30日。

対価の支払期限、令和3年1月12日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、707,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2につきましては、あっせん案件ですので、改めての現地調査は行っておりません。
以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

（君復席）

○会長（佐藤徳市君） お諮り致します。

番号3から番号11まで内容9件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号11まで内容9件について、一括議題と致します。

事務局より内容説明致します。

振興係長不藤。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、

■さん。

土地の所在、字虹別原野 5 8 線 1 1 6 - 1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4 4, 9 6 2 m²外 7 筆、合計面積 2 3 3, 4 1 5 m²。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、令和 2 年 1 1 月 3 0 日。

対価の支払期限、令和 3 年 2 月 2 6 日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、1 5, 1 4 0, 0 0 0 円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号 4 から番号 1 1 まで、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号 3 と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号 4。

利用権の設定等を受ける者、■、■

■さん。

土地の所在、字虹別原野 5 8 線 1 5 6 - 1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4 8, 7 8 0 m²。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格、3, 4 1 1, 0 0 0 円。

番号 5。

利用権の設定等を受ける者、■、■さん。

土地の所在、字雷別 5 7 - 1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、2 6, 4 1 3 m²外 4 筆、合計面積 2 3 3, 9 5 6 m²。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格、3, 9 0 8, 0 0 0 円。

番号 6。

利用権の設定等を受ける者、■、■さん。

土地の所在、字西熊牛原野西 4 線 7 0 - 5。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、1 8, 8 4 9 m²外 5 筆、合計面積 1 2 8, 1 9 1 m²。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格、3, 8 0 7, 0 0 0 円。

番号 7。

利用権の設定等を受ける者、■、■さん。

土地の所在、字虹別原野 2 6。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,648㎡外4筆、合計面積148,878㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格、10,280,000円。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字雷別52-2。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、88,689㎡外5筆、合計面積194,240㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格、4,567,000円。

番号9。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字雷別62-8。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、45,948㎡外9筆、合計面積222,192㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格、5,574,000円。

番号10。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字雷別59-5。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、46,180㎡外2筆、合計面積141,078㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格、4,572,000円。

番号11。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字西熊牛原野5-7。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、30,726㎡外5筆、合計面積243,152㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

価格、7,236,000円となっております。

なお、番号3から番号11までにつきましては、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号11まで内容9件については原案可決されました。

お諮り致します。

番号12から番号15まで、内容4件について一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

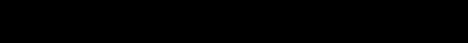
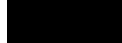
よって、番号12から番号15まで内容4件を一括議題と致します。

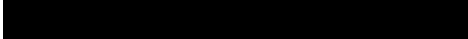
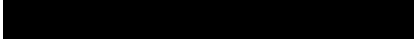
事務局より内容説明させます。

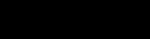
振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号12。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、

さん。

土地の所在、字オソツベツ594-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、26,238㎡外2筆、合計面積77,422㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年11月30日から令和7年9月29日まで。

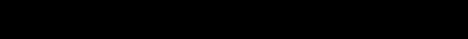
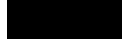
土地の引渡時期、令和2年11月30日。

金額、年間64,980円。

支払方法、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号13から番号15まで、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号12と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号13。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

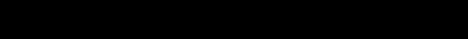
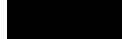
土地の所在、字オソツベツ594-4。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、15,509㎡外4筆、合計面積62,626㎡。

金額、年間52,180円。

番号14。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

土地の所在、字オソツベツ791-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、19,000㎡外1筆、合計面積59,144㎡。

金額、年間43,640円。

番号15。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

土地の所在、字オソツベツ 106-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、44, 201㎡外2筆、合計面積104, 415㎡。

金額、年間104, 200円となっております。

なお、番号12から番号15までにつきましては、あっせん案件ですので、改めての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号12から番号15まで内容4件については原案可決されました。

続いて、番号16を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号16。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字虹別原野 718-11。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49, 358㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年11月30日から令和7年11月29日まで。

土地の引渡時期、令和2年11月30日。

金額、年間74, 037円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号16につきましては、笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第34号、番号16について報告致します。

11月10日付けで事務局より調査依頼がありまして、11月22日に現地調査を行ってまいり

ました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。
貸主の [] さんは、相手側の希望により農地を貸付するものです。

借主の [] さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断をいたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号16については原案可決されました。

お諮り致します。

番号17から番号18まで、内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号17から番号18まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号17。

利用権の設定等を受ける者、 []、 []
[] さん。

利用権の設定等をする者、 []、 [] さん。

土地の所在、字塘路279-7の内。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、20,097㎡外1筆、合計面積28,586㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年11月30日から令和12年11月29日まで。

土地の引渡時期、令和2年11月30日。

金額、年間85,758円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号18につきまして、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号17と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号18。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字塘路277-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、5,561㎡外4筆、合計面積271,006㎡。

金額、年間766,878円となっております。

番号17及び番号18については、津野委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 6番・津野君。

○6番（津野 齊君） 6番・津野です。

議案第34号、番号17及び番号18について報告致します。

11月13日付けで事務局より調査依頼がありまして、11月19日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXさん、XXXXXXさんは、相手側の希望により農地を貸付するものです。

借主のXXXXXXXXXXさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました6番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号17から番号18まで内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第34号、内容18件は原案可決されました。

◎議案第35号

○会長（佐藤徳市君） 日程第12。議案第35号、標茶町農業振地域整備計画の見直しについて、を議題と致します。

事務局より内容説明致します。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第35号について説明させていただきます。

標茶町農業振興地域整備計画の見直しについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき標茶町長より意見を求められた、標茶町農業振興地域整備計画（昭和47年3月31日策定）の見直しについて意見を求めるものであります。

標茶町農業振興地域整備計画書（案）は、別冊のとおりであります。

なお、詳細につきましては、11月16日に開催されました、事前説明会先の全体協議会にて説明したとおりですので省略させていただきます。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって本件に対する説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第35号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第6回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 第6回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前10時57分閉会）